

令和5年9月6日

▼タイトル

高島市中小企業者等物価高騰対策支援金について

▼目的

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることに加え、物価の高騰が続く中、市内中小企業者等の負担軽減を図り、事業活動の維持と雇用安定化を図るため、支援金を給付します。

▼内容

令和5年7月1日現在で従業員を1名以上雇用する市内の中小事業者等を対象に支援金を給付します。

- ・従業員数10人以下の事業所等 ⇒ 一律5万円
- ・従業員数11人以上の事業所等 ⇒ 従業員数×5,000円（上限25万円）

※従業員とは、高島市内の事業所等に雇用される者で雇用保険加入者をいいます。

※この支援金で「中小企業者等」とは、以下のいずれかを指します。

- ①中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる会社または個人事業主
- ②収益事業を行っている一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人

▼受付期間、方法

当該支援金の受付業務については、高島市商工会に委託をしています（申請受付中）。

<郵送>

10月20日（金）まで ※必着

【宛先】〒520-1217 高島市安曇川町田中89（高島市商工会）

<窓口>

10月20日（金）まで

【受付場所】安曇川公民館1階 エントランスホール

【受付時間】9時00分～16時00分（土・日・祝除く）

▼ホームページのURL

<https://www.takashima-syo.jp/info/10917/> 高島市商工会
<https://www.city.takashima.lg.jp/soshiki/shokokankobu/2/3/8999.html>
高島市 web サイト

▼問い合わせ先

【支援金の申請に関すること】

- 所 属： 高島市商工会
- 担 当： 中川
- 電 話 番 号： 0740(32)1580

【支援制度の創設に関すること】

- 所 属： 商工観光部 商工振興課
- 担 当： 多胡
- 電 話 番 号： 0740(25)8514

中小企業者等 物価高騰対策支援金

物価の高騰が続くなか、市内中小企業者等の負担軽減を図り、中小企業者等の事業活動の維持と雇用安定化を図るため、従業員を1名以上雇用する市内事業者を対象に支援金を給付します。

対象となる方

令和5年7月1日現在で、市内に事務所または事業所がある中小企業者等

- ・中小企業基本法第2条第1項に該当する会社および個人
- ・一般社団法人/一般財団法人/公益社団法人/公益財団法人/特定非営利活動法人のいずれかで、収益事業を行っている法人

対象となる要件 ※すべて満たすこと

- 1) 令和5年7月1日現在で、従業員を1名以上（事業主本人除く）雇用している
- 2) 事業収入が主たる収入である
- 3) 申請時点で市税の滞納がない
- 4) 市が令和4年度以降に実施した他の物価高騰対策に関する補助金等を受けていない

支援金の額

- ・従業員数10人以下の事業所等 → **一律5万円**
- ・従業員数11人以上の事業所等 → **従業員数×5,000円**（上限25万円）

※従業員とは、高島市内の事業所等に雇用される者で雇用保険加入者をいいます

申請期間

<郵送>

8月17日（木）～10月20日（金）※必着

【宛先】〒520-1217 高島市安曇川町田中89（高島市商工会）

<窓口>

8月22日（火）～10月20日（金）

【受付場所】安曇川公民館1階 エントランスホール

【受付時間】9時00分～16時00分（土・日・祝除く）

要綱・様式・Q&Aは
こちらから👉



お問い合わせ先（受付窓口）

高島市商工会（高島市中小企業者等物価高騰対策支援金事務局）
〒520-1217 高島市安曇川町田中89 Tel.0740-32-1580（9時00分～16時00分）